

サービス別該当資料一覧表

◆ 各サービス毎で、必要な資料の確認をしてください。

厚生労働省 令和6年度介護報酬改定について	訪問介護 訪問入浴	訪問看護	訪問リハ	通所介護 (地域密着型)	通所リハ	短期入所 生活介護	福祉用具	居宅介護 支援	特定施設 (地域密着型)	介護老人 福祉施設 (地域密着型)	介護老人 保健施設 (短期療養介護)	介護医療 院 (短期療養介護)	居宅療養 管理指導
<b>【令和6年度介護報酬改定について】※県HPに掲載</b>													
令和6年度介護報酬改定の主な事項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和6年度介護報酬改定における改定事項について (福岡県のホームページで分割版を掲載)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
全サービス共通	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
訪問介護	○												
訪問入浴介護	○												
訪問看護		○											
訪問リハビリテーション			○										
通所介護・地域密着型通所介護				○									
通所リハビリテーション					○								
短期入所生活介護						○							
短期入所療養介護										○	○		
福祉用具貸与							○						
居宅介護支援								○					
特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護									○				
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護										○			
介護老人保健施設											○		
介護医療院												○	
居宅療養管理指導													○
<b>【介護報酬改定に関する省令及び告示】※県HPに掲載</b>													
◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第16号) (福岡県のホームページで分割版を掲載)													
第1条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正	○	○		○		○	○		○		○	○	
第2条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正		○	○		○						○	○	○
第3条 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正								○					
第4条 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正				○					○	○			
第5条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正	○		○			○	○		○		○	○	
第6条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正		○	○		○						○	○	○
第7条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正								○					
第8条 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正				○									
第9条 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正										○			
第10条 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正											○		
第11条 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正												○	
第12条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正										○			

厚生労働省 令和6年度介護報酬改定について	訪問介護 訪問入浴	訪問看護	訪問リハ	通所介護 (地域密着型)	通所リハ	短期入所 生活介護	福祉用具	居宅介護 支援	特定施設 (地域密着型)	介護老人 福祉施設 (地域密着型)	介護老人 保健施設 (短期療養介護)	介護医療 院 (短期療養介護)	居宅療養 管理指導
第13条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正													
第14条 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部												○	
第15条 介護保険法施行規則の一部改正						○			○	○	○	○	
第16条 介護保険法施行規則の一部改正			○										
第17条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第18条 老人福祉法施行規則の一部改正									○				
第19条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正						○							
第20条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部		○	○		○								
第21条 厚生労働省関係地域再生法施行規則の一部改正													
附 則	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
◆指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和6年厚生労働省告示第86号) (福岡県のホームページで分割版を掲載)													
1条 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正	○			○		○	○		○		○	○	
2条 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正	○	○	○	○	○	○			○		○	○	○
3条 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正											○	○	
4条 指定居宅介護支援に要する費用の算定に関する基準の一部改正								○					
5条 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正									○		○	○	
6条 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正									○		○	○	
7条 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正									○		○	○	
8条 指定地域密着型サービスに要する費用の算定に関する基準の一部改正					○				○	○			
9条 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正					○				○	○			
10条 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正					○				○	○			
11条 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正	○	○	○		○	○			○		○	○	○
12条 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正											○	○	
13条 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正					○								
14条 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正					○								
15条 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正								○					
16条 特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び特定介護予防福祉用具半谷に係る特定介護予防福祉用具の種目の一部改正							○						
17条 厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準の一部改正													
18条 厚生労働大臣が定める利用者等の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法の一部改正				○	○						○	○	
19条 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の一部改正						○				○	○	○	
20条 厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数の一部改正											○	○	
21条 厚生労働大臣が定める特定診療費および特別診療費に係る施設基準等の一部改正											○	○	
22条 介護保険法成功規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額の一部改正	○			○		○	○		○		○	○	
23条 介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額の一部改正	○	○	○	○	○	○			○		○	○	
24条 介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額の一部改正											○	○	



厚生労働省 令和6年度介護報酬改定について	訪問介護 訪問入浴	訪問看護	訪問リハ	通所介護 (地域密着型)	通所リハ	短期入所 生活介護	福祉用具	居宅介護 支援	特定施設 (地域密着型)	介護老人 福祉施設 (地域密着型)	介護老人 保健施設 (短期療養介護)	介護医療 院 (短期療養介護)	居宅療養 管理指導
42条 介護保険法施行規則第四百十条の五十五第二項の厚生労働大臣が定める基準の一部改正													
43条 厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順の一部改正										○	○	○	
44条 厚生労働大臣が定める指定介護予防支援の委託に係る離島その他の地域の基準の廃止								○					
45条 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域の一部改正	○			○			○	○					
46条 厚生労働大臣が定める地域の一部改正		○	○		○								
47条 厚生労働大臣が定める地域の一部改正	○						○	○					
48条 厚生労働大臣が定める地域の一部改正		○	○										
49条 厚生労働大臣が定める一単位の単価の一部改正													
50条 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等の一部改正	○			○		○	○		○	○	○	○	
51条 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等の一部改正		○	○		○								○
52条 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等の一部改正											○	○	
53条 厚生労働大臣が定める基準の一部改正	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
54条 厚生労働大臣が定める基準の一部改正	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
55条 厚生労働大臣が定める施設基準の一部改正	○					○	○	○	○	○	○	○	
56条 厚生労働大臣が定める施設基準の一部改正		○	○		○								○
57条 厚生労働大臣が定める施設基準の一部改正											○	○	
58条 介護保険法施行規則第四百十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部改正													
59条 介護保険法施行規則第四百十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部改正													
60条 指定居宅介護サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示の一部改正				○	○								
61条 介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部改正	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
62条 介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部改正		○									○	○	
附則	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護保険法施工貴族第四百十条の六十三の第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準の全部を改正する件(令和6年厚生労働省告示第84号)													
厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法等の一部を改正する告示(令和6年厚生労働省告示第85号)													
経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び開度分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部を改正する件(令和6年厚生労働省告示第89号)				○	○	○			○	○	○	○	
経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び開度分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部を改正する件(令和6年厚生労働省告示第90号)				○	○	○			○	○	○	○	
看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部を改正する件(令和6年厚生労働省告示第91号)				○	○	○			○	○	○	○	
<b>【基準省令に関する通知】※厚生労働省HPに掲載</b>													
指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
指定地域密着型サービスおよび指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について				○					○	○			
指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について								○					

厚生労働省 令和6年度介護報酬改定について	訪問介護 訪問入浴	訪問看護	訪問リハ	通所介護 (地域密着型)	通所リハ	短期入所 生活介護	福祉用具	居宅介護 支援	特定施設 (地域密着型)	介護老人 福祉施設 (地域密着型)	介護老人 保健施設 (短期療養介護)	介護医療 院 (短期療養介護)	居宅療養 管理指導
指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護要望支援等に 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について								○					
指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について										○			
介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について											○		
介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について												○	
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条 の37第1講に定める介護・医療連携推進会議、第34条第1講(第88条、第108 条及び第182条において準用する場合に限る。)に規定する運営推進会議を 活用した評価の実施等について													
居宅介護支援等に係る書類・事務手続きや業務負担等の取り扱いについて								○					
介護予防支援業務に係る関係様式例の提示について								○					
介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書の様式について	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○
訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて		○											
<b>【報酬告示に関する通知】※厚生労働省HPに掲載</b>													
ス、居宅療養管理指導及び福祉用具に係る部分)及び指定居宅介護支援に 要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項につい て	○	○	○	○	○		○	○					○
および特定施設入居者生活介護にかかる部分)及び指定施設サービス等に 要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項につ いて						○			○		○	○	
特定診療費の算定に関する留意事項について											○	○	
特別療養費の算定に関する留意事項について											○	○	
特別診療費の算定に関する留意事項について												○	
指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う 実施上の留意事項について	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○
指定地域密着型サービスに要する費用の算定に関する基準及び指定地域密 着型予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施 上の留意事項について				○					○	○			
居宅介護支援費の入院時情報連携加算及び退院・退所加算に係る様式例の 提示について								○					
通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が 一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順 及び様式例の提示について				○	○								
<b>【その他通知】※厚生労働省HPに掲載</b>													
介護給付費請求書等の記載要領について【令和6年4月】	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護給付費請求書等の記載要領について【令和6年6月】	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて							○						
<b>【体制届出に関する通知】※厚生労働省HPに掲載</b>													
介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<b>【介護職員等処遇改善加算等に関する通知】※厚生労働省HPに掲載</b>													
介護職員等処遇改善加算等に関する基本的な考え方並びに事務処理手順 及び様式例の提示について	○			○	○	○			○	○	○	○	
別紙1	○			○	○	○			○	○	○	○	
<b>【LIFEに関する通知】※厚生労働省HPに掲載</b>													
科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する事務処理手順及び様式例 の提示について				○	○				○	○	○	○	

厚生労働省 令和6年度介護報酬改定について	訪問介護 訪問入浴	訪問看護	訪問リハ	通所介護 (地域密着型)	通所リハ	短期入所 生活介護	福祉用具	居宅介護 支援	特定施設 (地域密着型)	介護老人 福祉施設 (地域密着型)	介護老人 保健施設 (短期療養介護)	介護医療 院 (短期療養介護)	居宅療養 管理指導
<b>【リハビリテーション・機能訓練、栄養、口腔の一体的取組に関する通知】※厚生労働省HPに掲載</b>													
リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○
<b>【生産性向上推進体制加算に関する通知】※厚生労働省HPに掲載</b>													
生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式等の提示について						○			○	○	○	○	
<b>【生産性向上に先進的に取り組む特定施設等の人員配置基準の見直しに関する通知】※厚生労働省HP</b>													
「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等における生産性向上に先進的に取り組む特定施設等に係る人員配置基準の留意点について									○				
<b>【テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準に関する通知】※厚生労働省HPに掲載</b>													
「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」のテクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準における留意点について						○				○	○	○	
<b>【総合事業に関する通知】※厚生労働省HPに掲載</b>													
介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準について													
「介護保険法施行規則第140条の63の2第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について													
<b>【老人福祉法に関する通知】※厚生労働省HPに掲載</b>													
<b>【EAPに関する通知】※厚生労働省HPに掲載</b>													
「「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」について」の一部改正について				○	○	○			○	○	○	○	
「「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針」等について」の一部改正について				○	○	○			○	○	○	○	
「トナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針」について」の一部改正について				○	○	○			○	○	○	○	
「「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事業に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について」の一部改正について				○	○	○			○	○	○	○	
特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準」について」の一部改正について				○	○	○			○	○	○	○	
<b>【認知症研修に関する通知】※厚生労働省HPに掲載</b>													
「認知症介護実践者当養成事業の円滑な運営について」の一部改正について													
「認知症介護実践者当養成事業の実施について」の一部改正について													
<b>【介護報酬改定・処遇改善Q&amp;A】※厚生労働省HPに</b>													
令和6年度介護報酬改定Q&A (Vol.1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和6年度介護報酬改定Q&A (Vol.2)					○				○	○	○	○	
介護職員等処遇改善加算に関するQ&A	○	×	×	○	○	○	×	×	○	○	○	○	×

